仕 様 書－（大気中二酸化硫黄・浮遊粒子状物質（SO_2・SPM）自動測定装置 ）

1. 目的

本仕様書は大気汚染防止法に基づき、大気汚染状況を常時監視するための大気中二酸化硫黄酸化物（SO_2）・浮遊粒子状物質（SPM）自動測定装置の購入に関し、必要な仕様を定める。

2. 品名

大気中二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定装置　2 式

3. 内訳

（1）本体（大気中二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定装置）
（2）記録計
（3）標準付属品等
ア. 標準付属品の他、標準ガスを除く消耗品・交換部品類1年分を付属すること。
（12 か月点検時までに要する消耗品、交換部品を含む）。
イ. 校正用標準ガス（10L）1 本、ガスボンベ固定器具及び調整装置、レンチ等を付属すること。ガスボンベは 1 年間使用するものとし、使用後は返却する。
ウ. その他、測定を実施する上で当然必要と認められるものは具備すること。
（4）運搬・据付・テレメータ装置との接続調整作業等　一式

4. 仕様

「環境大気常時監視マニュアル第 6 版」および「JIS B 7952」、「JIS B 7954」に準拠すること

測定対象	環境大気中の SO_2, SPM	
本体	測定方式	紫外線蛍光方式（SO_2）・β 線吸収方式（SPM）
記録計	日付	記録可能であること
	アラーム情報	記録可能であること
	停電等対策	電源復旧時に自動的に紙送りし、記録紙の時刻を補正すること

5. 納入場所

西原局　沖縄県西原町字与那城 135 （社会福祉センター内）
沖縄局　沖縄県沖縄市美原 1-6-28 （中部福祉保健所内）

6. 納入期限

平成 27 年 2 月 27 日（金）

7. その他

（1）据付調整費を含む。測定実施状態で引き渡すこと。
（2）測定装置、記録計がラックケース・架台等に固定されたものとする。
（3）重量およびサイズは可能な限り小型のものとする（現場に設置可能なこと）。
（4）現行のテレメータ装置（DATAC9 環境計測）との接続が可能であること。また、接続に必要な設定、データ取り込み状況の確認を行うこと。
（5）引渡しの際、県に対し操作方法や保守管理方法等の説明を行うこと。
（6）取扱説明書は日本語で表記されていること。
（7）下記既設機器を撤去し沖縄県衛生環境研究所（沖縄県南城市大里字大里 2085）まで運搬すること。
西原局　SO_2 計：紀本電子工業（株）製（Model 232）　SPM 計：紀本電子工業（株）製（Model 185）
沖縄局　SO_2 計：東亜 DKK（株）製（GFS-252J）　SPM 計：東亜 DKK（株）製（DUB222）

仕 様 書－（大気中オゾン（Ox）自動測定装置）

1. 目的

本仕様書は大気汚染防止法に基づき、大気汚染状況を常時監視するための大気中オゾン自動測定装置の購入に関し、必要な仕様を定める。

2. 品名

大気中オゾン自動測定装置 1式

3. 内訳

(1)本体（大気中オゾン自動測定装置）
(2)記録計
(3)標準付属品等
ア. 標準付属品の他、標準ガスを除く消耗品・交換部品類1年分を付属すること。
（12か月点検時までに要する消耗品、交換部品を含む）。
イ. その他、測定を実施する上で当然必要と認められるものは具備すること。
(4)運搬・据付・テレメータ装置との接続調整作業等 一式

4. 仕様

「環境大気常時監視マニュアル第6版」（紫外線吸収法オゾン自動測定機）および「JIS B 7957」に準拠すること

測定対象	環境大気中のオゾン	
本体	測定方式	紫外線吸収方式
記録計	日付	記録可能であること
	アラーム情報	記録可能であること
	停電等対策	電源復旧時に自動的に紙送りし、記録紙の時刻を補正すること

5. 納入場所

沖縄局 沖縄県沖縄市美原1-6-28 （中部福祉保健所内）

6. 納入期限

平成27年2月27日（金）

7. その他

(1)据付調整費を含む。測定が行える状態で引き渡すこと。
(2)測定装置、記録計がラックケース・架台等に固定されたものとする。
(3)重量およびサイズは可能な限り小型のものとする（現場に設置可能なこと）。
(4)現行のテレメータ装置（DATAC9 環境計測）との接続が可能であること。また、接続に必要な設定、データ取り込み状況の確認を行うこと。
(5)引渡しの際、県に対し操作方法や保守管理方法等の説明を行うこと。
(6)取扱説明書は日本語で表記されていること。
(7)下記既設機器を撤去し沖縄県衛生環境研究所（沖縄県南城市大里字大里2085）まで運搬すること。
大気中オゾン自動計測定装置 ： （株）堀場製作所製（APOA-3600）

仕 様 書－（大気中窒素酸化物（NOx）自動測定装置）

1. 目的

本仕様書は大気汚染防止法に基づき、大気汚染状況を常時監視するための大気中窒素酸化物（NOx）自動測定装置の購入に関し、必要な仕様を定める。

2. 品名

大気中窒素酸化物自動測定装置　　1式

3. 内訳

（1）本体（大気中窒素酸化物自動測定装置）
（2）記録計
（3）標準付属品等
ア. 標準付属品の他、標準ガスを除く消耗品・交換部品類1年分を付属すること。
（12か月点検時までに要する消耗品、交換部品を含む）。
イ. 校正用標準ガス（10L）1 本、ガスボンベ固定器具及び調整装置、レンチ等を付属すること。ガスボンベは1年間使用するものとし、使用後は返却する。
ウ. その他、測定を実施する上で当然必要と認められるものは具備すること。
（4）運搬・据付・テレメータ装置との接続調整作業等　一式

4. 仕様

「環境大気常時監視マニュアル第6版」および「JIS B 7953」に準拠すること

測定対象	環境大気中の NO_2, NO, NOx	
本体	測定方式	化学発光方式
記録計	日付	記録可能であること
	アラーム情報	記録可能であること
	停電等対策	電源復旧時に自動的に紙送りし、記録紙の時刻を補正すること

5. 納入場所

沖縄局　沖縄県沖縄市美原1-6-28（中部福祉保健所内）

6. 納入期限

平成27年2月27日（金）

7. その他

（1）据付調整費を含む。測定が行える状態で引き渡すこと。
（2）測定装置、記録計がラックケース・架台等に固定されたものとする。
（3）重量およびサイズは可能な限り小型のものとする（現場に設置可能なこと）。
（4）現行のテレメータ装置（DATAC9 環境計測）との接続が可能であること。また、接続に必要な設定、データ取り込み状況の確認を行うこと。
（5）引渡しの際、県に対し操作方法や保守管理方法等の説明を行うこと。
（6）取扱説明書は日本語で表記されていること。
（7）下記既設機器を撤去し沖縄県衛生環境研究所（沖縄県南城市大里字大里2085）まで運搬すること。
NOx 自動測定装置　：東亜DKK（株）製（GLN254）